

名 称	防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程		制定日 1973 (S48) .9.1
規程番号	G-②-8	旧文書番号	改定日 2018.10.1

(適用)

第1条 公益財団法人日本防災協会（以下「協会」という。）が行う防災製品に係る認定審査、単純縫製事業者認定審査、毒性審査及び毒性審査コードの付与、性能試験等及び防災製品ラベル交付等に関する手数料は、別に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の納入)

第3条 手数料の納入は、原則として、協会の指定する銀行の口座に振込んで行うものとし、振込に要する経費は振込者の負担とする。

別 表

(単位:円)

区 分	項 目	単 位	手 数 料
1 防災製品 認定申請	(1) 認定申請	1 件	10,000
2 防災製品 認定に係る 品質管理の 審査	(1) 防災製品の認定実績がない事業所に係る審査	1 件	40,000 円及び交通費実費の合計額
	(2) 防災製品の認定実績がある事業所に係る審査(現地審査を行うもの)	1 件	20,000 円及び交通費実費の合計額
	(3) 防災製品の認定実績がある事業所に係る審査(現地審査を行わないもの)		
	ア 品質管理の説明書の提出を要しないもの	1 件	防災製品認定申請費用のみ
	イ 品質管理の説明書の提出を要するもの	1 件	5,000
3 防災製品 認定変更申	(1) 現地審査を行うもの(次のアからエに掲げるもの) ア 工場の新設及び移転	1 件	20,000 円及び交通費実費の合計

			額
請に係る品質管理の審査	イ 下請け工場の新設及び移転		
	ウ 防災性能を付与するための設備の変更		
	エ 品質管理のための機器の新設及び変更		
	(2) 現地審査を行わないもの（上記アからエに該当するもの、該当しないもの）	1 件	5,000
4 防災製品の認定更新の審査	(1) 認定更新審査	1 件	2,000
5 単純縫製事業者認定審査	(1) 単純縫製事業者認定審査	1 件	20,000
	(2) 単純縫製事業者認定変更審査	1 件	5,000
6 毒性審査及び毒性審査コードの付与	(1) 1群、2群、3群、4群の防災製品に係る審査	素材等 ごとに 1 件	40,000
	(2) 5群の防災製品に係る審査	素材等 ごとに 1 件	10,000
7 性能試験等	(1) 防災製品認定申請のための性能試験		
	ア 寝具類		
	(ア) 側地類（敷布及びふとんカバーを除く。）及びふとん類の側地		
	① ふとん（水洗い洗たく5回処理を含む。）	1 式	16,400
	② 毛布カバー（水洗い洗たく促進処理を含む。）	1 式	23,800
	(イ) 敷布、ふとんカバー・枕カバー（水洗い洗たく促進処理を含む。）	1 式	29,800
	(ウ) ふとん類（完成品）	1 式	8,800
	(エ) 毛布類（未洗試料の防災性能試験を含む。）		
	① 毛布、ベッドスプレッド		
	a 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	25,200
b ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	30,100	
c 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	46,500	

	② タオルケット（水洗い洗たく促進処理を含む。）	1 式	32, 600
イ	テント類、シート類、幕類		
	（ア）屋内用	1 式	8, 800
	（イ）屋外用（温水浸漬処理を含む。）	1 式	10, 800
ウ	非常持出袋（温水浸漬処理を含む。）	1 式	10, 800
エ	防災頭巾等、防災頭巾等側地、防災頭巾等詰物類		
	（ア）防災頭巾等側地、防災頭巾等の側地（未洗試料の防災性能試験及び水洗い洗たく5回処理を含む。）	1 式	25, 200
	（イ）防災頭巾等詰物類、防災頭巾等の詰物		
	① 防災処理加工されたもの		
	a 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	16, 400
	b ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	21, 300
	c 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	37, 700
	② 防災処理加工されていないもの	1 式	8, 800
（ウ）	防災頭巾等（完成品）		
	① 水洗い洗たく5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む。）	1 式	32, 400
	② ドライクリーニング5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む）	1 式	37, 300
	③ 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合（衝撃吸収性試験を含む。）	1 式	53, 700
オ	衣服類（完成品（へり、縫い目及び飾りを含む。）又は材料の布地）		
	（ア）水洗い洗たく50回処理の場合	1 式	58, 800
	（イ）水洗い洗たく50回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	80, 100
	（ウ）水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	37, 700
	（エ）水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	16, 400
	（オ）ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	21, 300

カ	布張家具等、布張家具等側地、布張家具等完成品側地		
	(ア) 布張家具等側地 (布張家具等完成品側地を含む。)、布張家具等の側地、		
	① 温水浸漬処理の場合	1 式	10, 800
	② (脱着式のもの又はカバー) 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	16, 400
	③ (脱着式のもの又はカバー) ドライクリーニング5回処理の場合	1 式	21, 300
	④ (脱着式のもの又はカバー) 水洗い洗たく5回処理及びドライクリーニング5回処理の場合	1 式	37, 700
	(イ) 布張家具等完成品側地 (モックアップ試験)	1 式	11, 600
	(ウ) 布張家具等 (完成品)		
	① 背表・背裏が同じ場合	1 式	8, 800
	② 背表・背裏が異なる場合	1 式	17, 600
キ	自動車及びオートバイ等のボディカバー (温水浸漬処理を含む。)	1 式	10, 800
ク	展示用パネル、ローパーティションパネル		
	① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	8, 800
	② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	17, 600
ケ	襖紙・障子紙等	1 式	8, 800
コ	祭壇		
	① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	8, 800
	② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	17, 600
サ	祭壇用白布	1 式	8, 800
シ	マット類		
	① 温水浸漬処理の場合	1 式	10, 800
	② 水洗い洗たく5回処理の場合	1 式	16, 400
ス	防護用ネット (温水浸漬処理を含む。)	1 式	10, 800
セ	木製等ブラインド	1 式	8, 800
ソ	災害用間仕切り等		
	① 表・裏が同じ材質の場合	1 式	8, 800
	② 表・裏が異なる材質の場合	1 式	17, 600
タ	防火服		
	(ア) A-I型又はA-II型防火服 (防炎性、熱伝		

	<p>達性（火炎暴露）、熱伝達性（放射熱暴露）、耐熱性、液体化学薬品浸透性、耐水性の各試験を含む。）</p> <p>① 防炎性試験において最内層からの接炎を行うもの（セパレート型上衣、コート型）</p> <p>② 防炎性試験において最内層からの接炎を行わないもの（セパレート型ズボン、カバーオール型）</p> <p>（イ） B－I型又はB－II型防火服（水洗い洗たく5回処理及び20回処理、洗たく収縮性、防炎性、熱伝達性（火炎暴露）、熱伝達性（放射熱暴露）、耐熱性、液体化学薬品浸透性、耐水性の各試験等を含む。）</p> <p>① 防炎性試験において最内層からの接炎を行うもの（セパレート型上衣、コート型）</p> <p>② 防炎性試験において最内層からの接炎を行わないもの（セパレート型ズボン、カバーオール型）</p> <p>（ウ） B－II N型防火服（水洗い洗たく5回処理（各層・リストレット、襟裏生地）、洗たく収縮性、耐炎性（積層、リストレット）、熱伝達性（火炎暴露）、熱伝達性（放射熱暴露）、耐熱性（各層、襟裏生地、リストレット、ファスナー、ボタン、縫い糸）、液体化学薬品浸透性、耐水性、耐吸水性、圧縮時熱伝導性（膝補強部、肩補強部）、全熱損失の各試験を含む。）</p> <p>① 上衣（襟裏材料の耐吸水性試験実施）</p> <p>② 下衣（襟裏材料の耐吸水性試験なし）</p> <p>チ 防火服表地及び防火服の表地</p> <p>（ア） A－I型又はA－II型防火服用（防炎性、引張強さ、放射熱暴露後の引張強さ、引裂強さ、表面湿潤性、帯電性の各試験を含む。）</p> <p>① 前タ（ア）の防火服と同時に認定申請しない場合</p> <p>② 前タ（ア）の防火服と同時に認定申請する場合</p>	<p>1 式</p> <p>1 式</p> <p>1 式</p> <p>1 式</p> <p>1 式</p> <p>1 式</p> <p>1 式</p> <p>1 式</p>	<p>110, 600</p> <p>101, 800</p> <p>145, 000</p> <p>136, 200</p> <p>224, 400</p> <p>214, 400</p> <p>59, 500</p> <p>50, 700</p>
--	--	---	---

	(イ) B-I型又はB-II型防火服用(洗たく処理、洗たく収縮性、防炎性、引張強さ、放射熱暴露後の引張強さ、引裂強さ、表面湿潤性、帯電性の各試験等を含む。)		
	① 前タ(イ)の防火服と同時に認定申請しない場合	1 式	67, 100
	② 前タ(イ)の防火服と同時に認定申請する場合	1 式	50, 700
	(ウ) B-II N型防火服用(洗たく処理、洗たく収縮性、耐炎性、引張強さ、放射熱曝露後の残留引張り強さ、引裂強さ、縫い目強度、撥水性、耐吸水性、帯電性の各試験を含む。)		
	① 前タ(ウ)の防火服と同時に認定申請しない場合	1 式	84, 800
	② 前タ(ウ)の防火服と同時に認定申請する場合	1 式	67, 200
	ツ 防火服用高視認性素材		
	(ア) 再帰性反射材と蛍光材料組合せ	1 式	125, 000
	(イ) 複合機能材料	1 式	116, 200
	水洗い洗たく5回処理、耐炎性、耐熱性、再帰反射性能、摩耗試験、屈折試験、低温曲げ試験、温度変化耐性試験、水洗い洗たく、ドライクリーニング後の再帰反射係数、降雨耐性試験の再帰反射係数		
	テ 活動服		
	(ア) 防炎性能付与のための処理をしない生地(水洗い洗たく5回処理、防炎性、限界酸素指数、耐熱性、引張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式	67, 500
	(イ) 防炎性能付与のための処理をした生地(水洗い洗たく50回処理、防炎性、限界酸素指数、耐熱性、引張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式	109, 900
	ト 作業服		
	(ア) 防炎処理付与のための処理をしない織物生地(水洗い洗たく5回処理、防炎性、耐熱性、引	1 式	52, 500

	張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)		
	(イ) 防災処理付与のための処理をしないニット生地 (水洗い洗たく5回処理、防災性、耐熱性、破裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式	44,900
	(ウ) 防災処理付与のための処理をした織物生地 (水洗い洗たく50回処理、防災性、耐熱性、引張強さ、引裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式	94,900
	(エ) 防災処理付与のための処理をしたニット生地 (水洗い洗たく50回処理、防災性、耐熱性、破裂強さ、帯電性の各試験等を含む。)	1 式	87,300
	(2) 洗たく処理等		
	ア 水洗い洗たく5回処理 (防災性能に係る耐洗たく性能の基準 (昭和48年6月1日消防庁告示第11号。以下「防災性能に係る耐洗たく性能の基準」という。) によるもの。B-I型又B-II型防火服及び防火服表地にあつては洗たく収縮性試験を含む。)	1 式	7,600
	イ 水洗い洗たく5回処理 (ISO 6330:1984によるもの。B-I型又B-II型防火服及び防火服表地にあつては、洗たく収縮性試験を含む。)	1 式	7,600
	ウ 水洗い洗たく20回処理 (JIS L 0217:1995の番号103の方法によるもの。)	1 式	26,800
	エ 水洗い洗たく促進処理 (防災製品性能試験基準 (防災製品認定委員会 昭和51年8月1日制定以下「防災製品性能試験基準」という。) 別記「防災製品の前処理としての洗たく要領」(以下「洗たく要領」という。)(その2)によるもの。)	1 件	15,000
	オ 水洗い洗たく50回処理 (洗たく要領 (その5)によるもの)	1 件	50,000
	カ 水洗い洗たく5回処理 (ISO 6330:2012 又は JIS L 1930:2014の手順6N、乾燥は手順Fによるもの。洗濯後、B-II型防火服構成各層、リストレットの洗たく収縮性試験を含む。) 試験要素増の場合、+4,000×1種となる。	1 件	20,800
	キ ドライクリーニング5回処理 (防災性能に係る耐洗たく性能の基準第3.3によるもの)	1 件	12,500

ク 温水浸漬処理（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の3第4項第3号に基づく処理をいう。）	1 件	2,000
(3) 防災性能試験（防災製品性能試験基準に基づく試験をいう。）	1 件	8,800
(4) 防災性試験		
ア 活動服に係るもの及び防火服のうち最内層裏地が火炎に暴露するおそれのないもの	1 件	8,800
イ 防火服のうち最内層裏地が火炎に暴露するおそれのあるもの	1 件	17,600
(5) 耐炎性試験		
ア B-II N型防火服	1 件	17,600
イ B-II N型防火服表地	1 件	8,800
ウ 防火服用高視認性素材 再帰性反射材と蛍光材料組合せ 複合機能材料		17,600 8,800
(6) 衝撃吸収性試験	1 件	16,000
(7) 熱伝達性（火炎暴露）試験	1 件	20,000
(8) 熱伝達性（放射熱暴露）試験	1 件	20,000
(9) 耐熱性試験[A-I, A-II, B-I, B-II型防火服]	1 件	6,000
(10) 耐熱性試験[B-II N型防火服]（防火服構成各層・襟裏生地・リストレット・ファスナー・ボタン）試験要素増の場合、+1,000×1種となる。	1 件	13,000
(11) 耐熱性試験[B-II N型防火服]（縫い糸）試験要素増の場合、+1,000×1種となる。	1 件	5,000
(12) 耐熱性試験〔防火服用高視認性素材〕（耐熱性試験後再帰反射性能測定）	1 件	8,000
(13) 液体化学薬品浸透性試験	1 件	45,000
(14) 耐水性試験	1 件	2,000
(15) 耐吸水性試験	1 件	10,000
(16) 圧縮時熱伝導性	1 件	14,000
(17) 全熱損失	1 件	55,000
(18) 引張強さ	1 件	7,600
(19) 放射熱暴露後の引張強さ	1 件	20,000
(20) 引裂強さ[A-I, A-II, B-I, B-II型防	1 件	7,600

	火服表地]		
	(21) 引裂強さ[B-II N型防火服表地]	1 件	9,600
	(22) 破裂強さ	1 件	7,600
	(23) 縫い目強度	1 件	4,500
	(24) 撥水性又は表面湿潤性試験	1 件	1,100
	(25) 帯電性試験	1 件	14,400
	(26) 限界酸素指数	1 件	15,000
	ただし、溶融する等の特別な試料の場合		30,000
	(27) 再帰反射性能(新材料)	1 件	10,000
	(28) 摩耗試験[耐久試験](再帰反射係数測定含む)	1 件	9,600
	(29) 屈曲試験[耐久試験](再帰反射係数測定含む)	1 件	10,500
	(30) 低温曲げ試験[耐久試験](再帰反射係数測定含む)	1 件	10,000
	(31) 温度変化耐性試験[耐久試験](再帰反射係数測定含む)	1 件	15,000
	(32) 降雨耐性試験[耐久試験](再帰反射係数測定含む)	1 件	13,000
	(33) 水洗い洗たく[経年変化](再帰反射係数測定含む)	1 件	13,800
	(34) ドライクリーニング[経年変化](再帰反射係数測定含む)	1 件	17,500
	(35) 品質管理等に係る性能試験等	1 件	第2号から前号までに掲げる項目に該当する額
	(36) 燃焼試験装置の適正確認試験		
	ア 初回検査	1 件	50,000
	イ 継続検査	1 件	5,000
	(1) 防災製品に付するもの		
	ア 縫付		
	(a)、(b)、(s)	1 枚	33 (20)
8 防災製品	自動車・オートバイ等のボディカバー	1 枚	40 (22)
ラベル交付	防護用ネット	1 枚	28 (18)
	防火服	1 枚	70 (50)
	活動服	1 枚	60 (35)
	イ ちょう付		

9 その他	(ア) プリント (c)、(d)、ミニ (d)	1 枚	29 (18)
	(イ) 透明プリント	1 枚	30 (20)
	ウ 装着 防護用ネット	1 個	70 (50)
	エ 上記アの (ア) に該当する寝具類のうち敷布、 ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー、ふとん類、 毛布類又は衣服類 (完成品) に係る安心マーク付防 炎製品ラベル	1 枚	該当する項目毎 にそれぞれ 2 円 を加算した額
	(2) 防災製品の材料に付するもの (e)、(f)	1 枚	60 (40)
	(1) 防災製品の名義変更審査	1 件	2, 000
	ただし、同一の名義変更で、2 件以上の名義変更を まとめて行う場合の 2 件目以降	1 件	200
	(2) 防災製品認定書、防災製品認定更新書又は防災製 品性能試験結果通知書の再交付等		
	ア 和文	1 通	2, 000
	イ 英文	1 通	5, 000
(3) 防災製品の認定に関する証明書の発行	1 通	2, 000	

[備 考]

- 1 手数料の金額には消費税は含まないものとし、請求に当たっては消費税を含むものとする。
- 2 () 内の金額は、協会会員及び理事長が認める協会会員である団体の構成員に適用する。
- 3 この規程に定めのない手数料は、その都度定めるものとする。
- 4 項目の欄中 (a)、(b)、(s)、(c)、(d)、ミニ (d)、(e) 及び (f) については、「防災製品ラベル取扱い及び品質管理に関する規程」(昭和 6 1 年 8 月 1 日制定) 別表第 1 に定めるラベルの種類とする。
- 5 災害用間仕切り等にあつては、標準的な 1 ユニットごとに防災製品ラベルを交付するものとする。
- 6 防火服のうちセパレート型のもの及び活動服並びに作業服にあつては、上衣及びズボンそれぞれに防災製品ラベルを交付するものとする。
- 7 現地審査に係る交通費実費額とは、最寄りの協会事務所から審査員が、現地審査対象事業所との往復に要する交通費の実費 (国外に存する事業所の審査の場合にあつては、協会旅費規程による審査員の宿泊費及び日当を含む。)

附 則

この規程は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日以後に請求する防災製品に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料から適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 防火服等に係る認定業務及び防災製品ラベル交付等に関する手数料規程（制定 平成16年4月1日）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。ただし、別表備考2の改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。